

令和3年度答申第18号
令和3年6月15日

諮問番号 令和3年度諮問第12号（令和3年5月25日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和2年7月1日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、受講期間は、同日から同年11月30日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練について、令和2年7月2日の1時限目から3時限目までを欠席し、同月16日の4時限目から6時限目までを欠席し、同月20日から同月22日までをそれぞれ全日欠席し、同月29日の1時限目を欠席した。なお、同月16日、同月20日から同月22日まで及び同月29日の欠席については、それぞれ、審査請求人から証明書類が提出されている。

（職業訓練受講給付金支給申請書（令和2年8月7日付け）、1歳6か月児健康診査受診票、感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書、Cクリニックでの処方内容が記載された書面）

- (3) 審査請求人は、令和2年8月7日、処分庁に対し、同年7月1日から同月31日までの給付金支給単位期間について本件申請をしたところ、処分庁は、同年8月7日、「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかつ

たため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)、職業訓練受講給付金不支給決定通知書)

(4) 審査請求人は、令和2年10月12日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和3年5月25日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

令和2年7月2日は、審査請求人の長女がぐずり保育園に行こうとしなかったが、審査請求人以外に長女の面倒を見ることができる者はいなかった。

国が、個別の事情を勘案せずに、子供がぐずって面倒を見なければならぬ場合であっても、子供を遺棄しなければ給付金が不支給になると定めて運用していることは、刑法(明治40年法律第45号)の保護責任者遺棄罪を誘導するものである。

また、処分庁は、令和2年7月2日の欠席を「やむを得ない理由」による欠席として取り扱うことについて、厚生労働省訓練受講者支援室(以下「支援室」という。)に照会もせず、機械的に本件不支給決定をしたと思慮され、本件不支給決定は正当なものとはいえない。

よって、上記欠席については、個別の事情として「やむを得ない理由」による欠席として取り扱い、本件不支給決定の取消しを認めていただきたい。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領(平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。)

に規定されているところであり、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、求職者支援要領10042へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「親族の傷病について当該特定求職者の看護を必要とするため（小学校就学前の子の場合にあっては、予防接種や健康診断を受けさせる場合を含む。）。」等が示されている。

- 2 認定職業訓練等の欠席がある場合、当該欠席が「やむを得ない理由」による欠席かどうかの判断は、それが「やむを得ない理由」による欠席であることを証明する書類により行うとされ（求職者支援要領11035ニ）、特定求職者本人の疾病又は負傷に係る証明は、医師その他診療を担当した者若しくは担当医療機関関係者の証明書、医療機関若しくは調剤薬局の領収書又は処方箋のいずれか一点により行うとされ（求職者支援要領10042ト（イ））、親族の看護に係る証明は、特定求職者本人の疾病又は負傷に係る証明に準ずるとされ、子の看護については、当該子が学校等を欠席したことが証明できるものであればよいとされている（求職者支援要領10042ト（ロ））。
- 3 審査請求人は、令和2年7月2日の本件訓練について、長女がぐずり面倒を見なければならなかったことを理由に午前中の訓練を欠席しており、全ての訓練時間に出席していない。処分庁が、審査請求人に対し、長女について、体調不良によるぐずりであるか、病院に行く予定があるかについて確認したところ、体調不良ではなく、病院にも行かないとの回答であった。したがって、上記欠席は、親族の傷病の看護を行うための欠席には該当しない。また、処分庁は、「やむを得ない理由」の判断に当たり、医師その他診療を担当した者の証明書や医療機関又は調剤薬局の領収書等の証明書類が必要になる旨を説明しているが、審査請求人からは、それらの証明書類が提出されておらず、上記欠席が「やむを得ない理由」による欠席であると判断することはできない。
- 4 なお、処分庁は、令和2年7月13日、審査請求人からの要請に応じ、同月2日の欠席について支援室に照会し、支援室は、同月30日、「やむを得ない理由」による欠席には該当しない旨を回答している。
- 5 処分庁は、以上の理由により本件不支給決定をしたものであり、これは、法令等の根拠にのっとった正当なものであると考えられ、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

(1) 求職者支援規則11条1項5号本文は、給付金の支給を受けるための要件として、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることを原則として求めている。

求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであるところ、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施され、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることから、全ての訓練に出席することが当然に前提とされているとの趣旨と解される。

その上で、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合には、全ての訓練の受講を求める要件を緩和し、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

これは、全ての実施日に訓練を受講することが当然ではあるが、社会通念上「やむを得ない理由」によって欠席した場合に、全ての訓練実施日に出席していないとして給付金を不支給とするのは酷であることから、「やむを得ない理由」による欠席がある場合については8割以上の出席をもって出席要件を満たすこととしたものである。

(2) 本件不支給決定は、令和2年7月16日の4時限目から6時限目までの欠席、同月20日から22日までの全日欠席及び同月29日の1時限目の欠席については、「やむを得ない理由」によるものと認め、同月2日の1時限目から3時限目までの欠席は「やむを得ない理由」によるものではないとして行われたものである。

審査請求人は、令和2年7月2日の1時限目から3時限目までの欠席は、1歳6か月の長女がぐずり面倒を見なければならなかったので欠席したとし、「やむを得ない理由」による欠席であると主張している。

「やむを得ない理由」による欠席については、求職者支援要領に例示がされているところ、「やむを得ない理由」による欠席と認めるには、訓練出席より当該理由となった他の行動をとることが社会通念上あるいは就職支援

の趣旨から見て優先される場合で、かつ、当該理由が本人の責めに帰することができない場合であることのほか、特段の事情がない限り、「やむを得ない理由」に当たるかどうかの判断を可能とするために証明書類等によってある程度客観的に事実認定できるものであることが必要であると考えられる。

子供のぐずりについては、体調不良によるものから不機嫌によるものまで様々なケースが考えられ、その中には訓練欠席がやむを得ないというべきものもあり得るが、機嫌をなだめてぐずりを収めることが十分可能なものもあり、これらを一律に「子供のぐずり」として「やむを得ない理由」とすることはできない上、子供のぐずりそのものを証明書類等によって認定することも困難であるから、体調不良等によるぐずりで病院を受診した場合等を除き、「子供のぐずり」という申立てだけで「やむを得ない理由」とすることはできない。

3 付言

本件不支給決定の通知書には、理由として「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」としか記載されておらず、その一文目の理由による不支給なのか二文目の理由による不支給なのか示されていないばかりか、審査請求人の複数日の欠席のうちどの日の欠席が「やむを得ない理由」によるものと認められなかったのかが示されていない。理由の記載方法として不適切であり、改善が求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史